

○ 疾病・障害認定審査会運営規程

疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）第五条第六項、第六条第一項及び第六項並びに第十条の規定に基づき、この規程を制定する。

（会議）

第一条 疾病・障害認定審査会（以下「審査会」という。）は会長が招集する。

2 会長は、審査会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 会長は、議長として審査会の議事を整理する。

（諮問の付議）

第二条 会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会に付議することができる。

（審査会の部会の設置）

第三条 会長は必要があると認めるとときは、審査会に諮って部会（分科会に置かれる部会を除く。次条において同じ。）を設置することができる。

（分科会及び部会の議決）

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審査会の議決とすることができる。

（会議の公開）

第五条 審査会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第六条 審査会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益または公共の利益を害するおそれがある場合には、会長は、議事録の全部または一部を非公開とすることができます。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とした場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（分科会の部会の設置等）

第七条 分科会長は、必要があると認めるとときは、分科会に諮って部会を設置することができる。

2 分科会長は、第二条の規定による付議を受けたときは、当該付議事項を前項の部会に付議することができる。

(準用規定)

第八条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、並びに第五条並びに第六条第二項及び第三項中「会長」とあるのは、分科会にあっては「分科会長」、部会にあっては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあっては「当該分科会に属する委員」、部会にあっては「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第九条 この規定に定めるもののほか、審査会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。